沖縄県障害者自立支援協議会委員公募実施要領

１．目的

障害児・者及びその家族に対する支援体制の整備に向け、主導的役割を担う協議の場として、意見等を聴取する沖縄県障害者自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）の委員を広く県民から募集することとし、その募集に必要な事項を定める。

２．募集人員　２人以内

３．応募資格

応募できる者は、次のすべてに該当する者とする。

⑴沖縄県内に在住する者であること。

⑵年齢が20歳以上の者であること。

⑶沖縄県議会の議員又は沖縄県の執行機関の常勤職員でないこと。

⑷地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号に掲げる者に該当しないこと。

⑸障害のある人又はその家族であること。

⑹年１回程度開催される自立支援協議会に出席可能な者であること。

⑺自立支援協議会の趣旨を理解し、障害者相談支援体制整備について熱意を持って、積極的に活動に参加できる方。

４．応募方法

委員に応募する者は、次の書類を持参、郵送又は電子メールのいずれかにより応募するものとする。なお、提出された書類は返却しない。

⑴応募申込書

⑵履歴書

⑶「都道府県自立支援協議会に期待される役割について」をテーマとする小論文（800字程度）

⑷障害のある人を支援する当事者団体の代表者である場合は、それを証明する書類も併せて提出するものとする。

５．募集方法及び募集期間

⑴募集方法

県ホームページ及び行政情報センターにおける応募要領の備え付けにより周知を図る。

⑵募集期間

令和８年11月17日(火) から 令和８年12月15日(火) まで

・持参の場合の受付は、平日の午前８時30分～午後５時15分までとする。
・郵送の場合は、令和８年12月15日の消印のあるものまで有効とする。
・e-mailの場合は令和８年12月15日の午後５時15分までに県が受信したものを有効とする。

６．委員の選考

⑴選考方法

生活福祉部附属機関委員の公募に関する選考要領に基づき、同委員会選考委員会（以下「選考委員会」という。）が選考する。

⑵選考委員会

選考委員会は、次に掲げる者で組織する。

ア　生活福祉部長
イ　生活福祉部 生活福祉統括監
ウ　生活福祉部 福祉政策課長
エ　生活福祉部 障害福祉課長

７．選考結果の公表

選考結果については、県のホームページ及び行政情報センターにおいて公表する。また、委員に決定した応募者に対しては、別途通知する。